八王子市乳児健康診査実施要綱

平成9年4月1日施行

改正　平成14年4月1日　平成17年1月1日　平成23年4月1日
　　令和7年4月1日　令和8年8月1日

（目的）

第1条　この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定に基づく乳児に対する健康診査（以下「健康診査」という。）を実施し、乳児の発育及び発達の状況を確認し、異常等を早期に発見するとともに、予防接種及び離乳食の開始に向けて適切な保健指導を実施することにより乳児の健全な育成を図り、あわせて保護者の育児を支援することを目的とする。

（健康診査の対象者）

第2条　健康診査の対象者は、次の各号全てに該当する乳児とする。

（1）　受診時に八王子市（以下「市」という。）に住民登録がある乳児。

（2）　受診時に満3か月を超え、満6か月に達しない乳児。

2　前項の規定に定める乳児のほか、市が特に認めた乳児。

（実施方法）

第3条　健康診査は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関（以下、「医療機関」という。）への業務委託により行うものとし、医療機関において実施する。

（対象者の把握）

第4条　対象者の把握は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）　住民基本台帳の確認

（2）　家族からの連絡等

（健康診査の周知等）

第5条　健康診査の実施に当たっては、次に掲げる方法により対象者の保護者に周知するものとする。

（1）　乳児健康診査のお知らせによる個別通知

（2）　その他広報、ホームページ等による健康診査の実施案内

2　健康診査の周知する内容は、次に掲げる項目とする。

（1）　健康診査の受診方法

（2）　健康診査の内容

(3)　受診に当たっては、健診日に必要事項を記入した問診票を持参する必要があること。

3　健康診査を受診しない対象者の保護者に対しては、必要事項を記入した問診票の提出を求めるものとする。

（健康診査の項目）

第6条　健康診査は、次に掲げる項目について実施するものとする。

(1)　身体の発育状況及び発達の確認並びに栄養状態

(2)　疾病及び異常の有無

(3)　その他育児上問題となる事項

（健康診査費用）

第7条　健康診査に係る費用については無料とする。

（健康診査の記録）

第8条　健康診査の結果及び指導事項等については、問診票及び母子健康手帳に記録するものとする。

2　前項の規定に基づき記録した問診票は一定期間保存しなければならない。

（事後の措置）

第9条　健康診査を実施したときは、次に掲げる事後措置をとるものとする。

(1)　治療が必要と認められる対象者への専門医療機関等の受診の勧奨

(2)　精密健康診査が必要と認められる対象者への乳児精密健康診査受診票又は紹介状の交付

(3)　経過観察が必要と認められる対象者への乳幼児経過観察健康診査及び乳幼児発達健康診査の実施、並びに必要に応じた保健師による訪問指導等の実施

(4)　医療費の助成が必要と認められる対象者への育成医療給付等の制度の利用勧奨

2　未受診者の保護者に対しては、必要に応じて再度の受診を勧奨するとともに、家庭訪問、電話等により適切な保健指導を行うものとする。

3　健康診査の結果、必要があるときは、医療機関、療育機関、保健所等の関係機関との連絡調整を行うものとする。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。